



平成 30 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 サンヨーホームズ株式会社
 代 表 者 名 代表取締役会長 田中 康典
 (コード番号：1420 東証市場第一部)
 問 合 せ 先 取締役専務執行役員 松本 文雄
 (TEL. 06-6578-3403)

**第三者割当による第1回及び第2回新株予約権（行使価額固定型）の発行並びに
 第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 2 月 19 日開催の取締役会において、UBS AG London Branch（以下「UBS」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第1回及び第2回新株予約権（行使価額固定型）（以下「本新株予約権」と総称します。）の発行（以下「本件第三者割当」といいます。）並びに金融商品取引法による届出の効力発生後に、割当予定先との間で、本新株予約権にかかる第三者割当契約（以下「第三者割当契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 30 年 3 月 7 日
(2) 発行新株予約権数	総計 22,000 個 第1回新株予約権 12,000 個 第2回新株予約権 10,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 13,030,000 円 第1回新株予約権 1 個当たり 645 円 第2回新株予約権 1 個当たり 529 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	2,200,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第1回新株予約権 1,200,000 株 第2回新株予約権 1,000,000 株
(5) 資 金 調 達 の 額	2,406,030,000 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行 使 価 額	第1回新株予約権 行使価額 1,000 円（固定） 第2回新株予約権 行使価額 1,200 円（固定） 第1回及び第2回新株予約権ともに、行使価額の修正は行われません。
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、UBS AG London Branch に全て割り当てます。
(8) そ の 他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、第三者割当契約を締結する予定です。第三者割当契約において、本新株予約権の行使停止指定、買戻義務、譲渡制限、ロックアップ等を定める予定です。詳細については、下記「3. 資金調達方法の選択理由等（1）資金調達手法の概要」をご参照ください。

（注）資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が調整された場合、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

【当社グループをめぐる事業環境及びこれまでの経緯】

1990年代後半以降、我が国では大都市圏への人口流入が続いております（総務省統計局ホームページ 住民基本台帳人口移動報告 平成28年（2016年）結果）。また、近年の住宅業界では、政府の各種住宅取得支援策や日銀によるマイナス金利政策に伴う住宅ローン金利の低位安定基調の影響から、平成29年度の新設住宅着工戸数は前年度比わずかに減少（964,641戸、前年度比0.3%減）したものの、引き続き底堅く推移しております。そのような環境の中、当社グループは「住宅事業」及び「マンション事業」を2つの柱とし、主に4大都市圏（首都圏、中部圏、近畿圏、北九州・福岡大都市圏）において事業活動を展開してまいりました。当社グループは、「住まいづくりのプロとしてお客様のウォンツを満たし、『快適空間の創造』と『退屈しない人生の提案』により、顧客満足さらなる向上を図る」ことを経営理念に掲げ、総合「住生活」提案企業として歩んでまいりました。

当社グループは、長年の歴史により積み上げられた高い技術力を背景に、「ECO & SAFETY」の事業コンセプトの下、環境面や安心・安全面にも配慮した付加価値の高い“住まい”と“暮らし”づくりに取り組んでおります。住宅事業におきましては、政府が掲げる「平成32年までに新築住宅の過半数をZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化する」という目標にあわせて、積極的なZEH標準対応を推進した結果、平成28年度には政府目標を4年前倒しで達成いたしました。これに関連して、平成29年10月からは電気自動車からの給電が可能な「V2H（Vehicle to Home）」を搭載した住宅の販売を開始しております。また、台風・大規模地震などの天災や近隣諸国の地政学リスクの高まりを受け、住宅への防災用シェルターの販売や多目的利用への拡充を進めております。こうした当社グループの取り組みは第三者機関からも高い評価を受けており、当社グループは鉄骨系ハウスメーカーとして唯一、「ハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エナジー2016（一般財団法人日本地域開発センター主催）」において優秀賞を受賞したほか、「第10回キッズデザイン賞（非営利活動法人キッズデザイン協議会主催）」も受賞いたしました。

マンション事業におきましては、ファミリー向けの「サンメゾン」及びハイグレードの「ザ・サンメゾン」シリーズにて「都心タワー型」、「総合開発型」、「駅直結型」及び「環境調和型」という4つのカテゴリ別に供給するほか、安心のシニアマンション「サンミット」シリーズ、都心コンパクトマンション「サンマイン」シリーズ、そのほか近年はリノベーションマンション「サンリーノ」シリーズ、マンションとさまざまな複合施設を組み合わせた大規模な複合開発「サンフォーリーフタウン」シリーズを通して、「ECO & SAFETY」に則った独自の提案を行うとともに、市場ニーズの変化に応えるべく事業領域を拡大し、当社グループの総力を結集した街づくり事業を始動しております。

一方、今後のさらなる消費税率引き上げに伴い、住宅需要の反動減が懸念されるほか、中長期的には人口減少に伴う世帯数減少の影響により市場環境は縮小傾向になるものと推測されます。こうした状況に対応すべく、当社グループでは、平成28年4月より、①既存住宅の買取り販売の中で耐震・劣化の診断・リニューアルを行い、保証・アフターサービスをセットした「住まいのドック」や地域不動産仲介会社を組織化した「サン住まいリング」等を活用して手掛ける「リニューアル流通事業」、②お客様の生涯の暮らしのパートナーとして各種サービスを提供する「ライフサポート事業」、及び③経済成長が著しいベトナム等海外市場でマンション開発・管理、国内では軽量鉄骨のOEMと住宅用・産業用太陽光発電システムの販売等を担う「フロンティア事業」の3事業を新領域として独立した事業に位置づけました。これら新規事業の積極的な展開を通じて、社会経済環境の変化に機敏に対応しつつ、既存事業である、住宅事業（戸建住宅事業、賃貸福祉事業、リフォーム事業）及びマンション事業等を含め、持続的な成長を目指す組織づくりを推進しております。

中でも「ライフサポート事業」においては、近年の大都市圏への人口集中に伴い「持続的な社会づくり」が大きな注目を集める中、地方創生プロジェクト第1弾として平成28年3月より岡山県備前市の地域振興・活性化に参画いたしました。また、当社グループは、少子高齢化に伴い今後ニーズが高まると考えられる高齢者の在宅支援として、平成28年度より経済産業省・国土交通省の補助を受け、「寄り添いロボット」及び「椅子型ロボット」の開発を進めております。平成29年11月からは、株式会社日立製作所と高齢者向け生活支援サービスの実証を開始し、当社グループが運営する介護・福祉施設で「寄り添いロボット」を試験的に導入する等、ロボット介護機器開発・導入促進の事業化に積極的に取り組んでまいりました。今後も引き続き、当社グループ施設はもとより、病院等の医療施設、介護・福祉施設、一般家庭へと導入を進める予定です。その他にも、近年政府が掲

げる「女性の活躍推進と働き方改革」をサポートし地域貢献度を向上するべく、子育て支援分野では当社の100%子会社であるサンヨーホームズコミュニティ株式会社が「サンフレンズ保育園」を運営しており、今春には計11園、平成31年春には計20園の運営を計画しております。また介護福祉分野においては、リハビリ型デイサービス施設「健康サロン サンアドバンス」を現在2ヶ所にて運営しており、住生活をサポートする企業ならではの高齢者支援を行っております。

足許では、個別事業の枠組みを越え、総合「住生活」提案企業としての総力を挙げた事業展開にも注力しております。当社グループは、平成29年1月にノーリツ鋼機株式会社の子会社であるNKプロパティ合同会社を子会社化し、同年3月には同社の吸収合併を完了いたしました。この買収により、近年、新駅・大規模商業施設開業や第二阪和国道（大谷～平井ランプ間）開通と開発が著しい和歌山市北部において、近隣の当社保有開発用地と一体の「戸建住宅事業」、「マンション事業」、「賃貸福祉住宅事業」による開発や管理事業等大規模且つ複合的な開発促進に取り組んでまいります。

【資金調達目的】

当社グループは、主力事業である「住宅事業」及び「マンション事業」という安定した土台のもと、「住生活の一生のパートナー」として新たな付加価値の提供及び総合サービス力の強化を積極的に行っております。こうした取組みが総合的な事業展開・拡大につながり、結果として中長期的な安定成長及び企業価値向上の実現に資するものと考えております。

その一環として、「ライフサポート事業」における上述の高齢者支援に関連するロボット介護機器開発・導入促進事業のさらなる強化や、保育施設及び介護・福祉施設の新規開園、和歌山市北部における大規模・複合開発、及びコア事業の成長に資するマンション用地取得及び同建築について、当社グループ一丸となってより重点的に取り組むことが最優先課題であると判断し、新株予約権の発行による資金調達を実施することにいたしました。本新株予約権が行使されて資本への転換がなされた場合には、財務体質がより一層強化されます。社会経済環境が目まぐるしく変化する中で、自己資本比率等の財務内容の向上は、経営の安定性を増すとともに金融機関からの評価を一層高め、これまで以上の資金調達力の獲得を可能にします。また、希薄化に配慮しつつ中長期的な成長に必要な資金確保を推進することで、当社グループの競争力を更に高め、事業成長サイクルの強化を図ってまいります。なお、本新株予約権によって調達される資金の具体的な使途及び支出予定時期は、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の通りです。

3. 資金調達方法の選択理由等

(1) 資金調達手法の概要

今回の資金調達は、当社がUBSに対し本新株予約権を割り当て、本新株予約権の払込金額に加え、UBSによる本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は、発行決議日（平成30年2月19日）の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「基準日株価」といいます。）を上回る1,000円（第1回新株予約権）及び1,200円（第2回新株予約権）に設定されております。これらは当社の資金調達ニーズ及び既存株主に与える株式価値の希薄化を勘案の上、基準日株価よりも第1回新株予約権については19.2%、第2回新株予約権については43.0%高く設定されており、将来的な株価変動によって行使価額が変動することはありません。さらに、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から2,200,000株で固定されており、将来的な株価変動によって潜在株式数が変動することなく、また、行使価額が固定されていることから、本新株予約権が行使された場合の資金調達額についても固定されることとなり、株式市場に対して透明度の高いスキームになっているものと考えております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、下記の内容を含む第三者割当契約を締結いたします。

① 行使停止指定

当社は、割当予定先に対して、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。よって、通常時においては原則割当予定先の裁量によって行使がなされていくものの、当社の裁量により、停止指定の期間（3取引日以上、60取引日以内の期間（但し、当該期間の末日が平成33年3月7日より後の日とならない日数の期間とします。））

及び停止指定の対象となる本新株予約権の数を決定することができ、また、複数回の停止指定を行うことが可能です。さらに、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。このように、当社の自主的な判断により随時停止指定を行うことが可能であるため、当社の資金需要、株価動向及び希薄化の進展等を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能となります。なお、当社は、停止指定を行う都度開示いたします。

② 買戻義務

当社は、平成33年3月7日に、その時点で残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で買い取る義務を負います。

③ 譲渡制限

本新株予約権には譲渡制限が付されておりませんが、割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約において、割当予定先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要としております。割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先は、当社の本新株予約権の行使停止指定及びその取消しを行う権利に対応する義務等を含む割当予定先の第三者割当契約の契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

④ ロックアップ

当社は割当予定先に対して、第三者割当契約締結日以降、(イ)割当日から180日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券(下記「7. 割当予定先の選定理由等(2) 割当予定先を選定した理由」において定義します。)の発行(株式分割及び株式無償割当を含みません。)若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。

なお、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額にて、本新株予約権者(当社を除きます。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

(2) 資金調達手法の選択理由

当社は、上記の資金調達を行うために、様々な資金調達の見込先と多様な資金調達方法を検討いたしました。公募増資、第三者割当増資、株価に連動して転換価額若しくは行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)若しくは新株予約権(いわゆるMSワラント)、新株予約権無償割当による増資(ライツ・オフリング)及び社債又は借入れ等の各種資金調達方法には下記「(3)本スキームの特徴[他の資金調達方法との比較]」に記載したデメリットがある一方、割当予定先より提案を受けた本件第三者割当のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、下記「(3)本スキームの特徴[デメリット]」に記載しているデメリットはありますが、それを上回る下記「(3)本スキームの特徴[メリット]」に記載のメリットがあることから、本スキームは、既存株主の利益に配慮しながら、当社の資金ニーズを満たしうる、現時点における最良の資金調達方法であると判断いたしました。

(3) 本スキームの特徴

当社は、本スキームには、他の資金調達手法と比較において、以下のようなメリット及びデメリットがあると考えております。

[メリット]

① 株式価値の希薄化に配慮した基準日株価よりも高い行使価額での資金調達

下記[他の資金調達方法との比較]に記載する他の資金調達手法では、一般的に1株当たりの発行価額が基準日株価よりも低く設定される可能性がある中で、本新株予約権の行使価額は、株式価値の希薄化に配慮し、基準日株価よりも高く設定されております。加えて、本新株予約権は2回号から構成されており、それぞれ異なる行使価額に設定されているため、新株予約権の権利行使による株式の希薄化が段階的に進むことが見込まれることから、本資金調達は既存株主に与える株式価値の希薄化に配慮した資

金調達手段であると考えております。

② 行使停止指定による資金調達タイミングのコントロール

本新株予約権の行使は、前述の通り停止指定をすることができ、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることが出来るという特徴があります。具体的には、当社が資金ニーズ等を勘案し、本新株予約権の行使を希望しない場合には、割当予定先に対して一定の期間本新株予約権の行使の停止を指定することが可能となっています。

③ 潜在発行株式数の固定

本新株予約権の行使により取得される株式数は2,200,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大増加株式数は限定されているため、当初の想定を超えて希薄化が発生することはありません。

④ 取得条項による当社の本新株予約権を通じた資金調達のキャンセルオプション

本新株予約権は前述の通り、取得条項が付されており、当社は、本新株予約権の発行価額と同額の金銭を支払うことにより、キャンセル料等の追加的な費用負担を負うことなく、本新株予約権の行使期間中に当社の裁量により、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。したがって、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合又はより有利な資金調達方法が見つかった場合等には、当社は、当社の裁量により本新株予約権を取得、消却することが可能であり、したがって、本新株予約権の発行後においても当社は資本政策上の柔軟性を確保しているものと考えております。

[デメリット]

① 新株予約権の発行時において、資金調達額が限定的である点

新株予約権の特徴として、資金調達額の大部分が、割当予定先による本新株予約権の行使があつて初めて調達されます。本新株予約権の行使価額は、当社の希望により、基準日株価よりも高く設定されており、本新株予約権の行使完了までには一定程度の期間が必要となる可能性があります。

② 株価が行使価額に達しない場合において、資金調達が想定通りに実現しない可能性

本新株予約権の行使価額は、当社の希望により、基準日株価よりも高く設定されているため、当社株価が今後行使価額に到達せずに推移した場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず、想定していた資金調達が実現しない可能性又は資金調達額が当初の想定よりも減少する可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を売却することにより当社株価に下落圧力が生じる可能性

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、したがって、本新株予約権の行使後当社株式は市場で売却される可能性が高く、一定の売り圧力が市場に生じる可能性があります。しかしながら、割当予定先は、当該売却後においても本新株予約権の行使により新たに取得する当社株式の市場での売却を円滑に行うために、当社株価の下落を回避するインセンティブを有しているものと合理的に推定されます。また、現在の当社株式は下記「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通りの流動性を有していることから、かかるデメリットは一定程度緩和されるものと見込んでおります。

[他の資金調達方法との比較]

① 公募増資

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるため当社のニーズに適さないと判断いたしました。

② 第三者割当増資

第三者割当増資は、当社の株主構成及び会社経営・支配権に割当先からの影響を及ぼされると考えられること、また上記の公募増資同様に、即時の株式発行を伴うものであり、1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるため当社のニーズに適さないと判断いたしました。

③ MSCB（転換価額修正条項付転換社債）又はMSワラント（行使価額修正条項付新株予約権）

株価に連動して転換価額が修正される転換社債（いわゆるMSCB）は、発行条件及び転換条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、

転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、希薄化率が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから当社のニーズに適さないと判断いたしました。

また、株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（いわゆる MS ワラント）による資金調達の場合、一般的には、新株予約権の行使により交付される株式数は固定されるものの、行使価額は下方にも修正されるため、行使価額の下修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があり、また当社の株価に悪影響を与えるおそれがあることから今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社がそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングにつきましては、国内で実施された実績が乏しく、資本調達手法として未だ成熟が進んでいない段階にあるため、引受手数料等のコストが増加することが予想されます。ノンコミットメント型のライツ・オファリングにつきましても、割当先である既存株主の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えております。以上のことから、ライツ・オファリングは当社の現在のニーズに適さないと判断いたしました。

⑤ 社債又は借入れ

社債又は借入れによる資金調達は、調達金額が全額負債となるため、当社の財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があるため当社のニーズに適さないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,413,030,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	13,030,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	2,400,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	7,000,000 円
③ 差引手取概算額	2,406,030,000 円

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は増加又は減少する可能性があります。本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は減少し、払込金額の総額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
① ライフサポート事業におけるロボット介護機器の導入促進に係る費用、並びに保育施設及び介護・福祉施設の新規開園に係る費用	600,000,000	平成30年3月～ 平成33年3月
② 和歌山市北部における大規模・複合開発に係る費用、並びにマンション用地取得及び同建築費用	1,806,030,000	平成30年3月～ 平成33年3月

本資金調達による資金調達予定額約24億円のうち6億円については、ライフサポート事業におけるロボット介護機器の導入促進に係る費用、並びに保育施設及び介護・福祉施設の新規開園に係る費用の一部について、先行したものより充当する予定です。当社グループは、少子高齢化に伴い今後ニーズが高まると考えられる高齢者の在宅支援として、平成28年度より経済産業省・国土交通省の補助を受け、「寄り添いロボット」及び「椅子型ロボット」の開発を進めております。平成29年11月からは、株式会社日立製作所と高齢者向け生活支援サービスの実証を開始し、当社グループが運営する介護・福祉施設で「寄り添いロボット」を試験的に導入す

る等、ロボット介護機器開発・導入促進の事業化に積極的に取り組んでまいりました。今後も引き続き、当社グループ施設はもとより、病院等の医療施設、介護・福祉施設、一般家庭へと導入を進める予定であり、これに伴う販路の新規構築・拡大に向けた資金確保が必要であると判断いたしました。また、近年加速する少子高齢化社会において、女性の活躍推進や働き方改革が声高に叫ばれる中、待機児童問題の深刻化や介護人材の不足といった問題が生じております。こうした中、当社グループはライフサポート事業の一環として、連結子会社であるサンヨーホームズコミュニティ株式会社において、保育施設や介護・福祉施設の運営を行っております。今後もこれら施設の需要はますます大きくなると見込まれることから、当社グループは保育施設及び介護・福祉施設の新規開園を積極的に行い、一丸となって社会的課題に取り組むために資金確保が必要であると判断いたしました。なお、当社グループのライフサポート事業における今後の投資規模は年間で平均5億円程度になる見通しであり、今回の資金調達による調達資金はその投資原資の一部を構成する予定です。

また、資金調達予定額のうち約18億円については、和歌山市北部の街づくりへの取組み推進に係る費用の一部に充当するほか、当社グループの主力事業の一つであるマンション事業における用地取得及び同建築費用に充当する予定です。当社グループは、平成29年1月及び3月にNKプロパティ合同会社の子会社化及び吸収合併を行い、近年開発が著しい和歌山市北部において53万㎡の土地及び施設を取得し、隣接する従前からの保有土地54万㎡を含めた大規模・複合開発を開始しております。同地域においては、道路整備や宅地をはじめとする土地造成等、社会インフラの整備に係る投資が必要となることを見込まれております。なお、上記約18億円は和歌山市北部における開発投資に優先的に充当する予定ですが、本取組みは許認可等の状況次第では資金ニーズ発生のタイミングが遅れる可能性があります。その場合は、本取組みに影響しない範囲で、当社グループのマンション事業に充当する予定です。

本新株予約権による資金調達を通じて、安心・安全面だけでなく環境面にも配慮した“住まい”と“暮らし”づくりに取り組むことで、当社グループの総合「住生活」提案企業としての強みが発揮されるものと考えております。

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額」に記載の通り2,406,030,000円です。但し、本新株予約権の行使は割当予定先の判断によるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。そのため、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額、使途及び支出予定時期については、本新株予約権の行使による資金調達がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、結果として当社グループが希望するような規模での資金調達ができなかった場合には、原則として、上記①への充当を優先し、余剰部分を上記②へ充てることを想定しております。この場合、上記費用のうち不足額については手元資金及び借入金等を充当する予定です。また、資金使途及びその内訳又は支出予定時期が変更された場合は、適切に開示いたします。
2. 調達した資金につきましては、具体的な資金使途に充当するまでの間は、銀行預金又は安全性の高い金融商品等で運用することといたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の具体的な使途に充当することにより、多様化する顧客のニーズに柔軟に対応し、総合「住生活」提案企業としての地位確立及び企業価値の向上、ひいては株主価値の増加につながるものと考えております。したがって、当該資金の使途には合理性があるものと判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号 赤坂コミュニティビル4F 代表取締役 黒崎知岳）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価

基準日の市場環境、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の本新株予約権の権利行使行動等に関する一定の前提（当社の株価（839円）、当社株式のボラティリティ（32.3%）、予定配当額（15円/株）、無リスク利子率（▲0.1%）、当社の資金調達需要は本新株予約権の行使期間に渡り一様に発生すること、当社からの通知による本新株予約権の取得は実施しないこと、割当予定先は停止指定のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに本新株予約権の権利行使及び当社株式の売却を実施すること等）を置き、割当予定先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して、本新株予約権及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約で定められる各条件を考慮のうえ、本新株予約権の価格の評価を実施しています。当社は、当該算定機関の価格評価（以下「赤坂国際会計評価書」といいます。）における各新株予約権の評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、本新株予約権1個の発行価額を、当該評価額と同額の645円（第1回新株予約権）及び529円（第2回新株予約権）といたしました。当該発行価額は、赤坂国際会計評価書で示された本新株予約権の価格の評価額と同額で決定されていること、また、上記「3. 資金調達方法の選択理由」に記載した本新株予約権の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の行使価額は、今後の当社の成長性に鑑み、株価の上昇局面において、効率的かつ有利な資金調達を実現するために、発行決議日（平成30年2月19日）の前取引日（平成30年2月16日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を、第1回新株予約権は19.2%、第2回新株予約権は43.0%、それぞれ上回る額としました。本新株予約権の行使価額については、現状及び中期経営計画に掲げる利益目標を達成した際の株価収益率等を元に検討し、また割当予定先とも協議した上決定しているため、適正かつ妥当であると判断いたしました。

当社監査等委員会も、①赤坂国際会計は当社と顧問契約関係がなく、当社及び当社経営陣から独立していること認められること、②赤坂国際会計は割当予定先とは契約関係にない独立した立場で本評価書を提出していること、③本新株予約権の評価については、その算定根拠及び前提条件に関して赤坂国際会計から説明を受けた内容が合理的なものであると判断できること、④赤坂国際会計は新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について、特段問題となる点はないと考えられることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数は合計 2,200,000 株（議決権数 22,000 個）であり、平成30年2月16日現在の当社発行済株式総数 12,620,000 株（議決権数 126,168 個）を分母とする希薄化率は 17.43%（議決権の総数に対する割合は 17.44%）に相当します。しかしながら、今回の資金調達により、上記「5. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載の通り、多様化する顧客のニーズに柔軟に対応し、総合「住生活」提案企業としての地位確立により、企業価値の向上及び株主価値の増加を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

また、①当社は、停止指定により一定程度本新株予約権の行使をコントロールすることが可能であること、②本新株予約権の行使により取得される株式数の合計 2,200,000 株に対し、当社株式の過去3ヶ月間における1日当たり平均出来高は 149,880 株であり、一定の流動性を有していること、③将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合には、当社の裁量により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付していること、さらに、④本新株予約権は2回号から構成されておりそれぞれ異なる行使価額に設定されているため、株式の希薄化が段階的に進むことが見込まれることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

① 名 称	UBS AG London Branch
② 所 在 地	連合王国 EC2M 2QS ロンドン ブロードゲート 5 (5 Broadgate London, EC2M 2QS, United Kingdom)
③ 代表者の役職・氏名	最高経営責任者(CEO) セルジオ P. エルモッティ (Sergio P. Ermotti)

④ 事業内容	投資銀行業務及び証券業務		
⑤ 資本金	385 百万スイス・フラン（連結、平成 29 年 12 月 31 日時点）		
⑥ 設立年月日	昭和 53 年 2 月 28 日		
⑦ 発行済株式数	3,720,795,053 株（平成 29 年 12 月 31 日時点）		
⑧ 決算期	12 月 31 日		
⑨ 従業員数	61,253 名（連結、平成 29 年 12 月 31 日時点）		
⑩ 主要取引先	投資家及び発行体		
⑪ 主要取引銀行	－		
⑫ 大株主及び持株比率	UBS Group AG（100.0%）		
⑬ 当事会社間の関係			
資本関係	当該会社は平成 30 年 2 月 14 日現在、当社の普通株式 49,000 株（発行済株式総数の 0.39%）を保有しているほか、当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当社と当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 経営成績及び財政状態（最近 3 事業年度）（注 1）			
決算期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期	平成 29 年 12 月期
連結純資産	57,308	54,302	51,383
連結総資産	942,819	935,016	915,613
1 株当たり連結純資産 （スイス・フラン）	14.75	14.44	13.79
連結営業収益	30,605	28,320	29,067
連結当期純損益	6,203	3,204	1,165
1 株当たり連結 当期純利益 （スイス・フラン）	1.64	0.84	0.30
1 株当たり配当金 （スイス・フラン）	0.60	0.60	0.65

（単位：百万スイス・フラン。特記しているものを除く）

- （注） 1. 平成 27 年 12 月期及び平成 28 年 12 月期については監査済みの連結財務書類、平成 29 年 12 月期については未監査の連結財務書類に基づいております。
2. 下記「（5）割当予定先の実態」に記載の通り、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は今回の資金調達を実施するにあたり、複数の証券会社から提案を受け、様々な資金調達方法についての検討を進めてまいりました。その中で、UBS グループの日本法人である UBS 証券株式会社より提案を受けた資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、資金需要動向に応じた資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。また、UBS グループは、当社のニーズを充足する本スキームの提供を含め、多様な金融商品を持ち、かつ新株予約権の買取業務において多くの実績を残していること、本新株予約権の発行後における投資家との IR サポート業務を含めた総合的なサービスの提案があったこと等を総合的に勘案し、UBS グループにおいて証券業務を手掛ける UBS AG London Branch を割当予定先として決

定いたしました。

本新株予約権の募集に関連して、当社はUBSに対して、第三者割当契約締結日以降、(イ)割当日から180日間を経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、UBSの事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券(以下に定義します。)の発行(株式分割及び株式無償割当を含みません。)若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。但し、単元未満株主による売渡請求に基づく発行会社による普通株式の売渡しその他法令上必要とされる場合にはこの限りではありません。「ロックアップ対象有価証券」とは、当社の普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び発行会社の普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)をいいますが、かかる普通株式及び有価証券のうち、(イ)当社及び当社の子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ロ)第三者割当契約の締結日において既に発行されている新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ハ)資本提携契約に伴って実施される第三者割当により発行又は処分されるもの、並びに(ニ)本件第三者割当及び本新株予約権の行使に関連して発行又は処分されるものを除きます。

(注)本新株予約権に係る第三者割当は、日本証券業協会会員であるUBS証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取決めはありませんが、締結する予定の第三者割当契約により、割当予定先が本新株予約権を譲渡しようとする場合は当社の取締役会の承認が必要となります。

当社は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、本新株予約権の行使により取得する当社株式を市場動向を勘案しながら売却する方針であることを口頭にて確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先において本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び行使に要する資金は確保されている旨の報告を、本件の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者から口頭で受けるとともに、割当予定先の本店であるUBS AGの直近の「Fourth quarter 2017 report」(平成30年1月22日公表、未監査)より、平成29年12月31日現在の純資産額は51,383百万スイス・フラン、現預金は87,775百万スイス・フラン(それぞれ約5兆9,337億円、約10兆1,363億円、換算レート1スイス・フラン115.48円(平成29年12月29日の仲値))と確認しているほか、当該資金の払込みについては第三者割当契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

割当予定先の本店であるUBS AGは、スイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構(Swiss Financial Market Supervisory Authority(FINMA))、英国金融行為監督機構(Financial Conduct Authority)及び英国健全性規制機構(Prudential Regulatory Authority)の監督及び規制を受けております。また、UBS AGの100%親会社であるUBS Group AGは、その株式をスイス連邦国内のスイス証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しております。

当社は、連邦金融市場監督機構ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、英国健全性規制機構ホームページ、UBS AG及びUBS Group AGのアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容を踏まえ、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力と一切関係ないことを確認しております。

8. 大株主及び持株比率

募集前（平成29年9月30日現在）		
氏名又は名称	所有株式数（株）	持株比率（％）
株式会社LIXIL	3,100,000	24.56
オリックス株式会社	2,100,000	16.64
関西電力株式会社	1,530,000	12.12
セコム株式会社	1,000,000	7.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	683,580	5.42
株式会社クレディセゾン	300,000	2.38
入子 晃一	233,000	1.85
有限会社エムイー	155,000	1.23
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) （常任代理人（株）三菱東京UFJ銀行）	146,200	1.16
サンヨーホームズ従業員持株会	134,579	1.07

（注） 1. 上記の持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

2. 上記「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」に記載の通り、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりませんので、本新株予約権に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持分比率」は表示しておりません。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有する株式のうち、300,880株は当社が導入した役員向け株式給付信託が所有する当社株式であります。なお、当該株式は連結財務諸表において自己株式として計上しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達平成30年3月期当社業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行規模は、上記「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通りで、平成30年2月16日現在の総議決権数に対して最大17.44%の希薄化であり、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者からの当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連結売上高	52,804,164千円	47,720,472千円	55,504,455千円
連結営業利益又は 営業損失（△）	1,500,716千円	△55,149千円	1,517,757千円
連結経常利益又は 経常損失（△）	1,410,712千円	△76,167千円	1,554,885千円
親会社株主に帰属する 連結当期純利益 又は当期純損失（△）	729,747千円	△297,923千円	972,434千円
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）	57.82円	△23.61円	77.87円
1株当たり配当金	15.00円	15.00円	15.00円
1株当たり連結純資産	1,238.53円	1,203.13円	1,284.70円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年12月31日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	12,620,000 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	629 円	642 円	504 円
高 値	813 円	706 円	715 円
安 値	601 円	402 円	450 円
終 値	649 円	509 円	661 円

② 最近6か月間の状況

	平成29年 9月	平成29年 10月	平成29年 11月	平成29年 12月	平成30年 1月	平成30年 2月
始 値	636 円	885 円	817 円	799 円	1,040 円	919 円
高 値	935 円	973 円	831 円	1,035 円	1,122 円	932 円
安 値	620 円	764 円	742 円	783 円	910 円	747 円
終 値	900 円	814 円	792 円	996 円	914 円	839 円

(注) 平成30年2月の株価については、平成30年2月16日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成30年2月16日
始 値	816 円
高 値	845 円
安 値	816 円
終 値	839 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

サンヨーホームズ株式会社第1回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称

サンヨーホームズ株式会社第1回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成30年3月7日

3. 割当日

平成30年3月7日

4. 払込期日

平成30年3月7日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,200,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

12,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金645円（総額7,740,000円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1,000円とする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日

数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年3月8日から平成33年3月7日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり645円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり645円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社の資金調達需要、出来高水準に伴う割当先の株式売却の制約等について一定の前提を置き、割当先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金645円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、平成30年2月16日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の119.2%に相当する金額とした。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行 証券代行部

19. 払込取扱場所

三井住友銀行 大阪本店営業部

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役会長に一任する。

以 上

サンヨーホームズ株式会社第2回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称

サンヨーホームズ株式会社第2回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成30年3月7日

3. 割当日

平成30年3月7日

4. 払込期日

平成30年3月7日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

10,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金529円（総額5,290,000円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1,200円とする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日

数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年3月8日から平成33年3月7日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり529円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり529円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社の資金調達需要、出来高水準に伴う割当先の株式売却の制約等について一定の前提を置き、割当先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金529円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、平成30年2月16日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の143.0%に相当する金額とした。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行 証券代行部

19. 払込取扱場所

三井住友銀行 大阪本店営業部

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役会長に一任する。

以上